

平成18年度（2006年度）第11回横須賀市情報公開審査会
「公文書公開制度の一部見直し（第8回）」議事録

- ・ 日 時 平成19年3月19日（月）10:00～10:40
- ・ 場 所 横須賀市職員厚生会館第3研修室
- ・ 出席委員 原田委員長、三浦委員、遠藤委員、木村委員、千賀委員
- ・ 実施機関 行政管理課 松谷課長、室井主査、依田主任
（事務局）
- ・ 傍聴者 なし

1 開 会

2 議 題

(1) 公文書公開制度の一部見直しについて

各委員の意見

審議

< 4 公表されている公文書の適用除外（15条関係）について >

- ・ 確認であるが、建築計画概要書については、現行は、建築基準法令により閲覧の規定があるが、写しの交付を希望する場合には実費負担しているという理解でよいか。
- ・ 建築計画概要書は建築基準法令上は閲覧のみ規定されており、写しの交付についての規定がないために、写しを求める場合は、情報公開条例によるものとなるが、情報公開条例上は目的を問わず交付することになるため、適用除外の公文書でなければ写しを行うこととなる。しかし、現在、これが問題となっている。
- ・ 適用除外を考える際は、条例が法令に抵触するような規定を設けることはできないということ、及び、法令における閲覧の趣旨目的をふまえる必要があると考える。
- ・ 建築計画概要書については、本来、建築基準法を改正し、写しの交付について何かしらの規定をしてくれればよいのであるが、それが行われないうちにおいては、自治体が独自に考えざるをえない状況となると思う。その際は、当然、法令の範囲内で行うということに慎重に考える必要がある。したがって、適用除外とする公文書も限定的になると思う。
- ・ 説明部分の最終段落にある文章に、目的を問わない情報公開条例が適用される旨を追記した方がよいのではないか。

次回審査会においても継続審議を行う。